

◎住宅の応急修理

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市からの支援が受けられます。

■お問い合わせ(担当課)：建築課 審査指導係 電話 34-5727 (直通)

項目	内容								
手続窓口	建築課 審査指導係 (高層棟 2階)								
対象者(要件)	次の全てに該当する方(世帯) 1 三条市にお住まいの方 2 お住まいの住宅の被害が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊であること ※全壊の場合でも応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象となります。								
支援の方法	市が住宅の修理を業者に依頼し修理を行います。 <table border="1"><thead><tr><th>被害の程度</th><th>限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>大規模半壊</td><td>170万6千円</td></tr><tr><td>中規模半壊、半壊</td><td>120万6千円</td></tr><tr><td>準半壊</td><td>64万3千円</td></tr></tbody></table>	被害の程度	限度額	大規模半壊	170万6千円	中規模半壊、半壊	120万6千円	準半壊	64万3千円
被害の程度	限度額								
大規模半壊	170万6千円								
中規模半壊、半壊	120万6千円								
準半壊	64万3千円								
応急修理の範囲	屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分								
応急修理の期間	申込期限：令和6年3月29日(金) 完了期限：令和6年12月31日(火)								
申請	必要								
提出書類	応急修理申込書・被害状況に関する申出書・資力に関する申出書・修理見積書・り災証明書(写)・ 修理前の被害状況がわかる写真								
その他	この制度は、修理費用を市が修理業者に直接支払う制度となっています。 修理費用を業者に支払ってしまうとこの制度は利用できなくなる ため注意が必要です。 ※既に修理業者に発注している場合は建築課へご相談ください。 ※詳しくはHP又は建築課までお問い合わせください。								

裏面もご覧ください

◎住宅復興資金貸付金の利子補給（予定）

令和6年能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災した住宅の復興のために必要な資金を借り入れた方に対し、利子の一部について、市からの支援が受けられます。

■お問い合わせ(担当課)：建築課 審査指導係 電話 34-5727（直通）

項目	内 容						
手続窓口	建築課 審査指導係（高層棟2階）						
対象者（要件）	個人の被災者であり、次の全てに該当する方 1 住宅に被害を受けた方 2 市内に自ら居住するための住宅を建設し、若しくは購入し、又は市内に所在する自ら居住している住宅を補修する方。						
利子補給の額	毎年1月1日から12月31日までの間に融資機関に対して支払った住宅復興資金に係る利子の総額（延滞金利子を除く。）を当該住宅復興資金に係る利率（当該利率が1パーセント未満の場合は、1パーセントとする。）で除して得た額						
対象となる額	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>住宅の建設・購入</td><td>1,100万円</td></tr><tr><td>住宅の補修</td><td>590万円</td></tr></tbody></table>	区分	金額	住宅の建設・購入	1,100万円	住宅の補修	590万円
区分	金額						
住宅の建設・購入	1,100万円						
住宅の補修	590万円						
対象期間	住宅復興資金を借り入れた日から5年間						
提出書類	・承認申請（申込時のみ必要） 承認申請書・り災証明書（写）・金銭消費貸借契約書の写し・償還予定表の写しなど ・交付申請（毎年必要） 利子補給金交付申請書兼実績報告書・前年分の償還証明書など						
その他	上記は令和6年1月現在の案になります。要綱等が決まりましたらHP等でお知らせします。						